

## 議案第97号 小松島市少年武道場条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

南小松島公民館の建替工事に伴い、同公民館内に設置されていた少年武道場の位置を旧勤労青少年ホーム内に移す改正を行うもの。

小松島市少年武道場条例(昭和52年小松島市条例第24号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>（設置）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>2 武道場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 位置 小松島市松島町1番21号</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>2 武道場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 位置 小松島市南小松島町1番16号</p>	<p>改正</p>